北九州市立沼中学校父母教師会

規約・規程集

目次

1　沼中学校父母教師会規約

昭和４９年　６月３０日施行　／　令和　７年　５月　８日最終施行

2　沼中学校父母教師会組織図

3　沼中学校父母教師会役員・会計監査選出規程

昭和５１年　５月　９日施行　／　令和　４年　５月　６日最終施行

4　沼中学校父母教師会活動費・交通費等に関する規程

令和　４年　５月　６日施行　／　令和　７年　５月　８日最終施行

5　沼中学校父母教師会慶弔に関する規程

昭和５７年　５月　８日施行　／　令和　４年　５月　６日最終施行

6　沼中学校父母教師会部活動特別会計規約

平成２８年　４月２３日施行　／　令和　３年　４月３０日最終施行

7　沼中学校父母教師会売店事業管理運営規約

令和　２年　５月１９日施行　／　令和　７年　５月　８日最終施行

北九州市立沼中学校父母教師会規約

（名称）

第１条　この会は、北九州市立沼中学校父母教師会と呼び、事務局を沼中学校に置きます。

（目的）

第２条　この会は、生徒の幸福と健全な成長を図るために、憲法、教育基本法の内容に沿って、保護者と教職員が協力し、学校・家庭・社会における教育条件の改善、充実に努めることを目的とします。

（方針）

第３条　この会は、保護者と教職員で組織される自主的な任意団体で、この会の目的を達するために次の方針を守ります。

(1)　学校教育について協力し、地域との交流を盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め、会員の総意を集めて活動します。

(2)　学校や校区内の教育的環境を整備、改善するために努力します。

(3)　会員の知識、教養を高めるために研修に努めます。

(4)　この会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力します。但し、特定の政党・団体・宗教・営利企業に対し、これを支持したり、反対したりしません。

(5)　学校の管理運営、教職員等の人事には干渉しません。また、この会はいかなるものからも干渉を受けません。

(6)　その他、この会の目的を果たすために必要な活動を行います。

（会員）

第４条　この会は、本校生徒の保護者と教職員とにより構成され、すべて平等の権利と義務を持ちます。

（会計）

第５条　この会の経費は、会費その他の収入を以って充てます。

（会費）

第６条　会費は世帯数とし、総会で決定します。

（会計年度）

第７条　この会計年度は４月１日から始まり、翌年３月３１日に終わります。

（役員及び会計監査・顧問）

第８条　この会の役員及び会計監査・顧問は次の通りとします。

(1)　会　　長・・・１名（Ｐ）

(2)　副 会 長・・・若干名（Ｐ）

(3)　書　　記・・・３名程度（Ｐ２名程度・Ｔ１名）

(4)　会　　計・・・３名程度（Ｐ２名程度・Ｔ１名）

(5)　会計監査・・・３名程度（Ｐ２名程度・Ｔ１名）

(6)　顧　　問・・・若干名（会長が必要と認めた場合に限り、会長及び副会長経験者の中より指名して、運営委員会で承認されたもの）

（役員及び会計監査・顧問の任期）

第９条　役員及び会計監査・顧問の任期は１年とし、兼任は認めません。

（役員及び会計監査・顧問の任務）

第１０条　役員及び会計監査・顧問の任務は次の通りとします。

(1) ①　会長は、会を代表し、会の執行・財産の管理など一切の責任を負います。

②　会長は、各種の会に出席し、意見を述べることができます。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその代理を務めます。

(3) 書記は、諸種の企画や日常会務の処理・記録の保管などを行います。

(4) 会計は、会計事務を処理します。

(5) 役員は、必要に応じて各専門委員会の活動について助言します。

(6) 会計監査は、その年度の会計監査をし、その結果を総会に報告します。また、必要に応じて会計監査は運営委員会に出席し、意見を述べることができます。

(7) 顧問は、会長の要請に基づき会の執行を補佐し、助言します。

（役員及び会計監査の選出）

第１１条　役員及び会計監査の選出は別に定めます。

（機関）

第１２条　この会に次の機関を置きます。

(1) 総会

(2) 委員総会

(3) 運営委員会

(4) 役員会

(5) 委員会

（総会）

第１３条　定期総会は、本会の最高議決機関であり、毎年度当初に会長がこれを招集します。

２　運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の５分の１以上の要請があったとき、会長は１ヶ月以内に臨時総会を開かなければなりません。

３　総会の目的、場所、議題は５日前までに通知します。

４　総会の成立定数は会員の３分の１以上とし、委任状を認めます。議決は出席者の過半数の同意を必要とします。議長は互選によります。

５　定期総会には、それぞれ次の事項が行われます。

(1) 前年度事業並びに決算報告の審議承認

(2) 役員・会計監査の承認および就任

(3) 新年度事業の計画及び予算の審議決定

(4) その他重要事項の審議決定

（委員総会）

第１４条　委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり、毎年度当初に会長がこれを招集します。

２　委員総会は、役員・各専門委員会を以って構成し、緊急重要事項の審議・決定に関して総会開催が困難な場合に開かれ、構成人員の２分の１以上で成立し、委任状を認めます。議

決権は出席者の過半数の同意を必要とします。

（運営委員会）

第１５条　運営委員会は、この会の運営機関であり、役員及び各委員会の委員長で構成し、会長がこれを招集します。

２　運営委員会は、会の運営の必要な事項について審議し、これを処理します。

３　運営委員会は、学校行事等を考慮し、必要に応じて開催し、構成人員の２分の１以上の出席によって成立とします。

（役員会）

第１６条　役員会は、役員及び校長・教頭で構成され、緊急事項を処理し、必要に応じて各委員長の出席を求めることができます。

（委員会）

第１７条　この会の活動の基礎は、学校活動及び地域活動であり、この活動を円滑に行うため、次の委員会を置きます。また、その他運営委員会が必要と認めた委員会を置くことができます。

(1)　学年委員会
(2)　広報委員会
(3)　成人教育委員会
(4)　地域推進委員会
(5)　父親委員会

（委員会の任務）

第１８条　各委員会の任務は次の通りとします。

(1)　学年委員会

学年委員会は、生徒の学習成果の向上に協力し、会員相互の学習の場としてこの会の企画・運営にあたります。

(2)　広報委員会

広報委員会は、会の諸活動を正しく会員へ知らせるため、機関誌の発行はじめ、必要な広報活動を行います

(3)　成人教育委員会

①　成人教育委員会は、研修活動を通じて、会員の知識・教養の向上を図ります。
②　成人教育委員会は、家庭教育学級の運営と、研修の充実に努めます。
③　成人教育委員会は、地域の人権教育の推進に努めます。

(4)　地域推進委員会

①　地域推進委員会は、地域における会員相互の親睦と理解を図るため、この会の企画・運営にあたります。
②　地域推進委員会は、生徒の交通事故防止ならびに非行防止に努めます。

(5)　父親委員会

父親委員会は、生徒の健全育成と、会員相互の交流を図ります。

（校長）

第１９条　校長又は教頭は、学校運営に会の活動が関係する場合、各種の会に出席して意見を述べ、相互の調整に当たることができます。

（役員・会計監査及び委員の補充）

第２０条　役員・会計監査及び各委員に欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充し、前任者の残務期間を任期とします。

（父母教師会関係書類の閲覧）

第２１条　事務局は、会員名簿・規約・会計簿・領収証綴・各種記録簿を備えておき、会員はＰＴＡ役員の立会いの下、必要に応じてそれを閲覧することができます。

<改定案>

（車両）

第２２条　学校内へ乗り入れた車両についての損害は、いかなる場合においても、学校側は一切の責任を負わない。当事者同士で解決することとする。

（売店）

第２３条　売店事業は、父母教師会が管理運営を行います。売店の管理運営に関する事項は、別に定めます。

２　売店事業の運営資金は、独立した売店の収益で運営します。

３　売店事業の収益は、売店が積み立てておき、沼中学校父母教師会の役員会及び運営委員会の承認を得て、周年行事等の学校行事で生徒に還元することとします。

（規約の改廃）

第２４条　この規約の改廃は、総会において出席者の３分の２以上の賛成を必要とします。また、会の運営についての必要細則は、規約に反していない限り、運営委員会で定めることができます。

（規約の発効）

第２５条　この規約は、昭和４９年６月３０日から施行します。

付則　この規約は、昭和５１年　５月　９日から施行します。
この規約は、昭和５３年　５月１４日から施行します。
この規約は、昭和５４年　５月１３日から施行します。
この規約は、昭和５５年　５月１０日から施行します。
この規約は、昭和５７年　５月　７日から施行します。
この規約は、昭和５８年　４月３０日から施行します。
この規約は、平成　７年　４月２４日から施行します。
この規約は、平成１１年　４月１７日から施行します。
この規約は、平成２１年　４月２４日から施行します。
この規約は、平成２３年　４月２２日から施行します。
この規約は、平成２５年　４月１９日から施行します。
この規約は、平成２６年　４月１９日から施行します。
この規約は、平成２８年　４月２３日から施行します。
この規約は、平成２９年　４月１５日から施行します。
この規約は、平成３０年　４月２１日から施行します。
この規約は、令和　２年　５月１９日から施行します。
この規約は、令和　４年　５月　６日から施行します。

この規約は、令和　５年　５月　２日から施行します。

この規約は、令和　７年　５月　８日から施行します。

父母教師会組織図

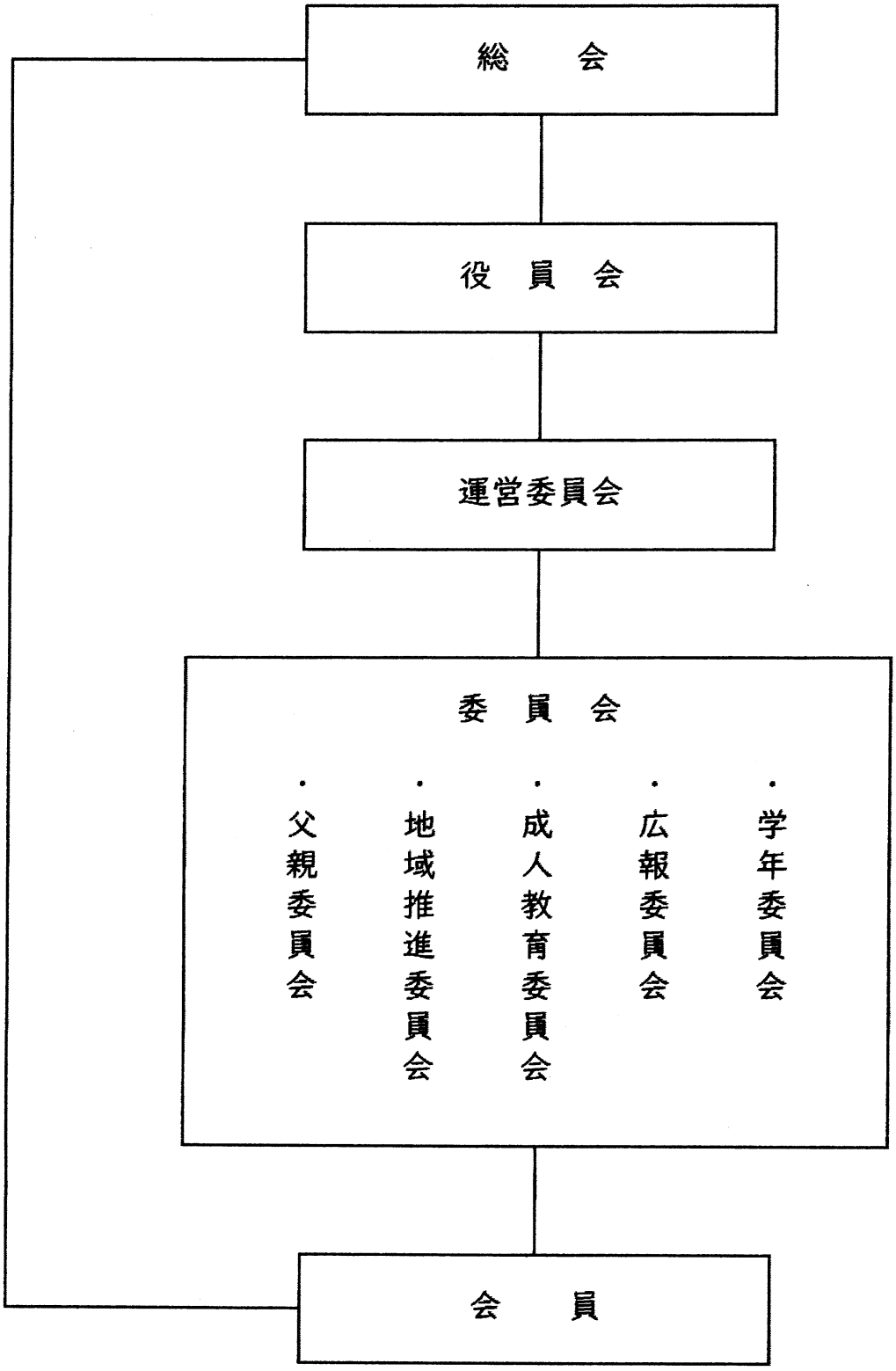

北九州市立沼中学校父母教師会

役員・会計監査選出規程

第１条　「北九州市立沼中学校父母教師会規約」第１１条に基づき、役員・会計監査候補選出のための委員会を設置し、これを選出委員会と呼びます。

第２条　選出委員会の構成

(1)　選出委員会は、毎年１２月までに発足し、役員・会計監査選出終了とともに解散します。

(2)　役員及び会計監査　若干名　　学年委員　３名　　教職員　５名

(3)　次年度役員候補となるものは、選出委員会に入ることはできません。

第３条　選出委員会は、次の諸事項を行います。

(1)　選出すべき役員・会計監査候補の選出方法、立候補者の届け出期日を定めたアンケート用紙を、選出委員会発足後、直ちに全会員に配布します。

(2)　その他選出に係る事項は、選出委員会において協議決定します。

第４条　役員・会計監査の決定について

選出委員会で選出された役員・会計監査候補者は、総会の承認をもって決定する。

第５条　教職員の役員・会計監査については、教職員に一任します。

第６条　本規程の改廃は「北九州市立沼中学校父母教師会規約」第２３条を準用します

付則　この規程は、昭和５１年　５月　９日から施行します。

この規程は、昭和５３年　５月１４日から施行します。

この規程は、昭和５７年　５月　８日から施行します。

この規程は、平成１０年　４月１８日から施行します。

この規程は、平成１１年　４月１７日から施行します。

この規程は、平成２１年　４月２４日から施行します。

この規程は、平成２８年　４月２３日から施行します。

この規程は、平成２９年　４月１５日から施行します。

この規程は、平成３０年　４月２１日から施行します。

この規程は、平成３１年　４月２０日から施行します。

この規程は、令和　２年　５月１９日から施行します。

この規程は、令和　４年　５月　６日から施行します。

北九州市立沼中学校父母教師会

活動費・交通費等に関する規程

第１条（目的）

この規程は、父母教師会役員が、学校外での活動をするときの活動費・交通費等について定める。

第２条（適用範囲）

本規定は、原則として父母教師会役員に適用する。但し役員以外の者であってもそれに準ずる活動を行い役員の承認を得ている場合は、本規定を準用することができる。

第３条（活動費の種類）

本規定の活動の種類は次の通りとする。

(1)小倉南区中学校ＰＴＡ連合会における活動

(2)北九州市ＰＴＡ協議会における活動

(3)九州ＰＴＡブロック研究大会及び日本ＰＴＡ研究大会等の上部団体における活動

(4)沼校区及び葛原校区まちづくり協議会等の地域団体における活動

(5)その他前各号に掲げる活動に附帯又は関連する活動

第４条（交通費の種類及び金額）

本規定の交通費の種類及び金額は以下に定める通りとし、自家用車及び公共交通機関を利用した場合に限り適用し、同乗者についての適用は認めない。

(1)小倉南区内（但し沼中学校区内は対象外とする）	300 円/回
(2)北九州市内	500 円/回
(3)北九州市外	実費
(4)会計の銀行業務	200 円/回

<改定案>

(1)小倉南区内（但し沼中学校区内は対象外とする）	500 円/回
(2)北九州市内	1000 円/回
(3)北九州市外	実費
(4)会計の銀行業務	200 円/回

第５条（外部団体の懇親会及び意見交換会等の会費）

外部団体主催の懇親会及び意見交換会等の会費については、原則父母教師会の負担とする。但し、事前に役員に通知することとする。

第６条（駐車場代）

各活動において、駐車場代が発生した場合は原則父母教師会負担とし、実費精算とする。但し、領収証を添付できない場合は対象外とする。

第７条（請求方法）

第３条活動費及び第４条交通費については、別紙「父母教師会役員 活動費・交通費請求書」にて請求し、請求期間については一年毎または学期毎の期間分をまとめて請求することとする。但し、請求書の記入の際にはまとめて記入することなく、ひとつの活動毎に報告することとする。

２　第５条外部団体諸会費及び第６条駐車場代については、別紙「総務費・活動費仕様報告書及び立替払請求書」にて都度請求し、領収証を必ず添付することとする。

第８条（適用費目）

この規程における支出については、総務費/渉外費勘定を適用する。

第９条（規程の改廃）

この規程の改廃は、役員会内において協議し決定するものとする。また、役員における内規の為、総会資料には添付しないものとする。

付則　この規程は、令和　４年　５月　６日から適用する。

　　この規約は、令和　７年　５月　８日から適用する。

北九州市立沼中学校父母教師会

慶弔に関する規程

第１条　この規程は、沼中学校父母教師会会員の、慶事・弔事及び父母教師会活動支援者の弔事に対して適用する。

第２条　この規程でいう慶事・弔事とは、次の場合をいう。

(1) 会員のＰＴＡ主催行事での事故等

(2) 会員及び生徒又は父母教師会活動支援者の死亡

(3) 会員の住居が火災等の災害を被った場合

(4) その他、会長・副会長と学校長が協議の上、必要と認めた場合

第３条　この規程の慶事・弔事での詳細は、下記に定めるものとする。

(1)	会員のＰＴＡ主催行事での事故等の場合	見舞金5,000円
(2)	ア．会員及び生徒の死亡の場合	弔電または香典5,000円
	イ．父母教師会活動支援者が死亡の場合	弔電または香典5,000円
(3)	会員の住居が火災等の災害により被害を被った場合	見舞金5,000円

(4) その他、会長・副会長と学校長が協議の上、必要と認めた場合

※香華料を伴う葬儀通夜への会葬は、会長または役員とする。

※電報を打つ場合、または供花をする際は教頭に依頼し、後日精算する。

※電報の差出人は「沼中学校父母教師会　会長名」とする

第４条　不慮の災害により、会員が被害を受けた場合は、運営委員会で協議する。但し、緊急の場合は役員会において処理し、速やかに運営委員会に報告するものとする。

第５条　前各条によるほか、特に必要な場合は、運営委員会で協議して決めることができる。

第６条　この規程の改廃は、運営委員会において行う。

付則　この規程は、昭和５７年　５月　８日から施行します。

この規程は、平成１１年　４月１７日から施行します。

この規程は、平成２４年　４月２１日から施行します。

この規程は、平成２５年　４月１９日から施行します。

この規程は、平成２６年　４月１９日から施行します。

この規程は、平成２７年　４月２５日から施行します。

この規程は、平成３０年　４月２１日から施行します。

この規程は、令和　４年　５月　６日から施行します。

北九州市立沼中学校父母教師会

部活動特別会計規約

第１条

本校部活動の活性化を図り、予算執行に於いて円滑な部活動運営がなされるよう、生徒会費（校納金）・部活動振興費（市費）・部活動特別会計（ＰＴＡ会費）を予算とし、部活動を行うものとする。

第２条

部活動特別会計についてはＰＴＡ会長が統括し、ＰＴＡ役員及び運営委員会の承認を得て執行する。

※生徒会費及び部活動振興費に於いては学校が管轄し、年度当初に校長・教頭・部活動担当者・県費事務・市費事務によって予算案を立て執行するものとする。（別紙 学校部活動予算規約）

第３条

予算源は、平成２８年度に廃止した部活動講演会費の繰越金及びＰＴＡ会費より年間70,000円の積立を以って財源とする。

第４条

部活動特別会計は、中体連主催・中文連主催の県大会及び九州大会並びに全国大会の必要経費の一部補助を行うものとする。但し、金額については学校からの申請を受け、ＰＴＡ役員会を開き、開催場所等の条件を鑑みて予算立てを行い、運営委員会での審議承認を以って執行する。また、臨時に学校及びＰＴＡ役員が生徒の活動に必要と合議されたものに関しては、運営委員会の承認を得て執行する。※不可抗力等による物品の破損が生じ、活動が不可能となった場合

第５条

毎年、年度末に会計監査をＰＴＡ監査員と担当職員より受け、次年度のＰＴＡ総会で承認を得るものとする。

第６条

規約改正は、当年のＰＴＡ役員会・運営委員会の承認を得て、次年度のＰＴＡ総会の了承を得て変更する。

付則　この規約は、平成２８年　４月２３日より施行する。

　　この規約は、令和　３年　４月３０日より施行する。

北九州市立沼中学校父母教師会

売店事業管理運営規約

第１条　事業の管理責任

(1)　売店事業は、父母教師会が管理運営を行う。

(2)　売店の業務内容に関して、父母教師会会長が監督する責任を持つ。

(3)　学校内における管理指導は、父母教師会会長が学校長及び教頭に委託する。

第２条　業務内容

(1)　会計業務に関して、収入・支出を、伝票・金銭出納帳により明確にする。伝票・現金出納帳・預金通帳を合致させる。

(2)　預金通帳は売店、印鑑は学校が管理する。

(3)　ＰＴＡ業務に関する事項は、父母教師会と相談する。

(4)　日常業務は、学校と協力・協調する。

(5)　ＰＴＡ総会に出席する。

第３条　会計監査

(1)　監査は、父母教師会の会計監査が行う。

第４条　会計報告

(1)　売店の会計報告は、ＰＴＡ総会で行う。

(2)　父母教師会会員は、売店事業従事者の立会いの下、売店の収支に関する書類を必要に応じて閲覧することができる。

第５条　その他

(1)　規約にない売店に関する事項は、役員会に於いて協議決定します。

＜改定案＞

(2)　学校内へ乗り入れた車両についての損害は、いかなる場合においても、学校側は一切の責任を負わない。当事者同士で解決することとする。

付則　　この規約は、令和　２年　５月１９日から施行します。

　　この規約は、令和　７年　５月　８日から施行します。